



東北運輸局宮城運輸支局  
プレスリリース

《発表記者会：宮城県政記者会》

令和元年 8 月 23 日  
国土交通省 東北運輸局 宮城運輸支局

## 気仙沼市の一般貸切旅客自動車運送事業者に対し 輸送施設の使用停止命令等を発しました。

平成30年12月19日に当運輸支局が下記の一般貸切旅客自動車運送事業者に対し  
監査を実施したところ、道路運送法及び関係法令に違反している事実が認められたた  
め、東北運輸局長は輸送施設の使用停止命令等を発しましたのでお知らせします。

なお、命令書等の交付については、本日、当運輸支局において行いました。

### 記

#### 1. 行政処分等対象事業者及び営業所

事業者：株式会社 大谷交通 代表取締役 畠山 淳  
(法人番号：8370501000082)  
気仙沼市本吉町田の沢96番地の3

営業所：本社営業所  
気仙沼市本吉町田の沢96番地の3

2. 行政処分等年月日 令和元年8月7日

#### 3. 行政処分等の概要

##### (1) 事業用自動車の使用停止処分

令和元年8月23日から令和元年9月11日まで(6両×20日)

##### (2) 文書警告

【裏面へ続く】

#### 4. 違反の概要

##### (1) 輸送の安全及び旅客の利便を確保するための遵守事項違反

(道路運送法第27条第3項)

##### ①点呼の実施義務違反

(旅客自動車運送事業運輸規則第24条第1項、第2項)

##### ②点呼の記録義務違反

(旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項)

##### ③日雇い運転者等の選任禁止違反

(旅客自動車運送事業運輸規則第36条第1項)

##### ④運転者に対する指導及び監督に係る記録の作成・保存義務違反

(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)

##### ⑤運転者に対する特別な指導及び適性診断受診義務違反

(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項)

以上

《問い合わせ先》

東北運輸局 宮城運輸支局 輸送・監査部門  
担当：佐賀、矢野

TEL：022-235-2517